

伊勢崎市えがお咲く若者未来共創事業補助金の募集について 「若者による地域づくりを支援」～若者のチカラを地域のチカラに～

企画部企画調整課

本年度から将来ビジョンを「えがお咲く未来へ 持続可能な共生都市 いせさき」と定めた第3次伊勢崎市総合計画がスタートいたしました。

本補助金を創設することとし、本市の総合計画の方向性に沿った、市内の地域課題や社会課題の解決に取り組む若者の団体が、主体的に活動をし、地域とともに魅力ある未来を創る事業の募集を行うことで、この将来ビジョンを実現する第1歩を踏み出していきます。

1 補助対象者

- ・申請日時点において、2名以上の若者で構成する団体
- ・団体の構成員の8割以上が若者で構成されている団体
- ・若者が代表である団体

※団体の所在地、団体の主な活動場所は、市内外を問わない。

※団体の構成員における、市内在住、在勤もしくは在学する人が占める割合も問わない。

※若者とは、18歳から40歳未満の者

2 申請受付期間及び提出先

令和7年4月1日（火）から11月20日（木）までに企画調整課に提出

※事業開始3か月前の月の20日までに申請を行う。

※交付決定額の累計が予算上限300万円に達した場合は、その時点で受付を終了する。

3 補助対象事業

補助金の申請ができる事業は、次に掲げる①～⑤の要件のすべてを満たす事業

- ①市の総合計画（7つの政策、36の重点施策）に沿って、地域課題、社会課題の解決に寄与する事業
- ②公益的、社会貢献的な事業
- ③事業開始日から令和8年2月28日までの間に実施する事業
- ④事業期間中2回以上の取組を実施する事業計画を立てる事業
- ⑤将来的に自立した継続が見込まれる事業

4 補助金の額

補助対象経費の3分の2以内とし、補助額は20万円を限度として交付

5 交付決定事業の公表

補助金の交付決定を受けた事業は、補助事業等の名称（事業名）・補助事業者（団体名）・事業の概要・事業の実施時期・補助金の交付決定額を市ホームページに順次掲載

6 審査及び成果報告会

補助金申請事業の公正かつ適正な選定のため、伊勢崎市えがお咲く若者未来共創事業補助金審査委員会により審査を行い、委員会の意見を踏まえ補助金交付の適否を市長が決定

なお、令和8年3月に、事業の実績又は成果を発表する成果報告会を実施予定